第46回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

> 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況 個別注記表

事業年度 2022年5月16日から (第46期) 2023年5月15日まで

# 株式会社銚子丸

第46回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.choushimaru.co.jp/ir/library5.html)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

## (1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理 念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重 要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
  - ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・ 定款・取締役会決議及び「組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を 執行するものとする。
  - コンプライアンス体制の基礎として、取締役社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
  - 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を 発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するととも に、遅滞なく監査等委員会及び取締役会に報告するものとする。
  - ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度 (ホットライン)に基づきその運用を行うこととする。
  - ・ 取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に 基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手 続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、取締役社長及 び監査等委員会にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提 案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとす る。
  - ・ 監査等委員会は、必要があると認めたときは、内部監査室に対して調査を 求め、またはその職務の執行について具体的に指示するものとする。また、 監査等委員会は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題 あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが できるものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役の職務執行に係る情報については、株主総会議事録・取締役会議事 録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等(電磁的記録を含む)を「文

書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ 確実に保存・管理するものとする。

- ・ 上記の文書等は取締役が常時、閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理規程」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
  - ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理規程」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
  - ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を 防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧 問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものと する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回 開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経 営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
  - ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行取締役 及び部室長等が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関 する基本的事項や経営課題について討議し、取締役社長及び取締役会の意思 決定に資するものとする。
  - ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については「組織規程」「稟議規程」に おいて各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ること とする。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - ・ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、 同じ)及び使用人から監査等委員会補助者の任命を求めることができるもの とする。
- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
  - ・ 監査等委員会補助者の独立性を確保するため、当該補助者の人事異動及び 評価については監査等委員会の意見を尊重するものとする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の 確保に関する事項
  - ・ 監査等委員会補助者は、監査等委員会に係る業務については監査等委員会 の指示のみに従い、監査等委員以外の取締役の指揮・命令を受けないものと し、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要 事項について、適時適切に監査等委員会に報告するものとする。
  - ・ 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を 把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務 の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧でき るものとする。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由と して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に 周知徹底する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限 る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に ついて生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・ 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ① その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査等委員会は、代表取締役、取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ 意見交換会を開催できるものとする。
  - ・ 内部監査室は、監査等委員会との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果 について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものと する。
  - ・ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

## ① 反社会的勢力排除に向けた体制

・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を 持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士 等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本 方針とする。

#### ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社は、高い独立性を有した監査等委員である社外取締役5名と監査等委員でない社外取締役1名を選任しており、各社外取締役はそれぞれの専門的見地と豊富な経験から、取締役会において経営全般への助言を活発に行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
  - ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめ ホットライン通報について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹 底を図っています。
  - ・ ホットラインマニュアルを、店舗のパソコンでの閲覧を可能とすること で、内部通報システム運用の充実を図っています。
  - ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第 1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事 項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対し ては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指 摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。

## ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録及び取締役会議事録等、重要情報のある文書等を保存・管理し、また、各取締役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 危機管理委員会を開催し、第45期に発生した事件事故について報告すると ともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報 告しました。

- ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、これを店長会議において説明のうえ、店舗 従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年15回開催し、月次の経営報告 の他、経営計画やその他職務執行に関する重要事項を決定しました。
  - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施 策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行って います。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません。
- ⑥ 前項の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
  - ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません が、補助者に任命した場合は、独立性の確保のために監査等委員会の意見を 尊重いたします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の 確保に関する事項
  - ・ 監査等委員会から補助者に任命することを求められた者はございません が、補助者に任命した場合は、実効性の確保のために監査等委員会以外の取 締役の指揮・命令を受けないものといたします。
- ⑧ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要 事項については、監査等委員会に報告しています。
  - ・ 監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議等に出席し、取 締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してそ の職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・ 監査等委員会に前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由と して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に 周知徹底しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限 る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に ついて生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - 費用または債務は、速やかに処理しております。
- ① その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 監査等委員会は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施 した他、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連 絡会」など年4回の会合を開催し、情報交換をしています。
  - ・ 内部監査室は監査等委員会と連絡を密にし、内部監査結果について報告 し、意見交換しています。

## ② 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 企業行動規範において、「役職員等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、一切の関係を遮断しなければならない。」と掲げており、反社会的勢力に対する当社の基本方針を「反社会的勢力対応規程」に定めております。また「危機管理規程」・「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的な対応を定めたうえで、管理部が反社会的勢力への対応部署として、反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。
- ・ 反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関から反社会的勢力に関する情報提供を受けるとともに、連携をとる体制としております。

## ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。
- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定)を採用しております。

② 棚钼資産

最終什入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しておりま

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取 得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっ ております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づいており ます。

- (3) 引当金の計上基準
  - ① 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のう ち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期 以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しており ます。

(4) 収益及び費用の計上基準

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり 顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益 を認識しております。なお、当社が発行する割引券の一部については、顧客との契約におい て付与された重要な追加のサービスを取得するオプションであるため、将来に飲食サービス を提供した時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識しております。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 10.437千円

店舗固定資産 1,932,565千円 (有形固定資産 1,930,399千円、無形固定資産 2,166千円)

- (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
  - ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆 候がある店舗について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗の使 用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算定しております。

#### ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、翌事業年度については取締役会によって承認された予算、その後の期間については過去の実績を加味した売上成長率に基づき算定しております。使用価値の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度の予算における売上高、売上総利益率、人件費率、及び過去の実績を加味した売上成長率であります。

#### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定のうち、翌事業年度の予算における売上高や過去の実績を加味した売上成長率については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の再拡大などにより店舗の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

3,439,998千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数 普通株式

14,518,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普诵株式

819,486株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の 原 資	配当金総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発生日
2022年8月4日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	82, 191千円	6 円	2022年 5月15日	2022年 8月5日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原 資	配当金総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効 力 発生日
2023年8月4日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	164, 382千円	12円	2023年 5月15日	2023年 8月7日

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰	延	税	金	. }	資	産	(千円)
賞	E		引		当	金	30, 268
法	兌		福		利	費	18, 899
未	払	事		業	所	税	4, 696
減	価	償	却	超	過	額	18, 805
長	其	FI.	未		払	金	52, 035
減		損		損		失	129, 413
資	産	除		去	債	務	107, 964
そ			0)			他	41, 794
繰	延	税	金	資	産	計	403, 878
繰	延	税	金	: 1	負	債	
未	Ц	ζ	事		業	税	7, 934
建	記	L Č	協		カ	金	1, 358
資	産	除		去	費	用	27, 685
そ			0)			他	31
繰	延	税	金	負	債	計	37, 010
繰	延移	金金	資	産	の糸	吨 額	366, 867

#### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	12,360千円
1年超	一千円
合計	12,360千円

#### 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時 に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期 日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)	
敷金及び保証金	858, 705	845, 090	△13, 614	

- (注)1.「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済 されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
  - 2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は 以下のとおりです。

Þ	5 分	}	貸借対照表計上額 (千円)		
出	資	金	140		

(4) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時

価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表上に計上している金融商品

当事業年度(2023年5月15日)

該当ありません。

②時価で貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2023年5月15日)

区分		時価(千円)					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
敷金及び保証金	_	845, 090	_	845, 090			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、一定の期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当事業年度
	(自 2022年5月16日
	至 2023年5月15日)
千葉県	7, 969, 707
東京都	7, 959, 546
埼玉県	2, 391, 809
神奈川県	989, 219
顧客との契約から生じる収益	19, 310, 283
その他の収益	_
外部顧客への売上高	19, 310, 283

- (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「個別注記表」、「1. 重要な会計方針に係る事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載の とおりであります。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
  - ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度				
	期首残高	期末残高			
顧客との契約から生じた債権 売掛金	803, 711	839, 219			
契約負債	7, 973	7, 719			

- (注) 契約負債は当事業年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当事業年度の収益 として認識しております。
- ②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を 超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との 契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	古米の中央	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その が 議 を が る を て い 会 社 く る く る く る く る く る く る く る く く る く	株式会社	千葉県東金市	10,000	不動産賃貸業	_	土地の貸借	店舗用地 の賃借 (注)		前払費用	670

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

609円00銭

(2) 1株当たり当期純利益

40円75銭

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。